

監査公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり、公表する。

平成29年(2017年)10月11日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫
同 望月 卓

記

1 勧告年月日

平成29年4月26日

2 勧告内容

公有財産地が現在無断使用となっていることについて、条例等に基づき適正に処理し、また、この土地を実質使用していた時から法的な事務処理が完了されるまでの土地使用についても、条例等に基づき適切に処理するよう勧告します。

3 措置期限

平成29年7月25日

4 措置年月日

平成29年9月25日

5 措置内容

当該用地（市有地）について、平成29年9月11日に売買契約を締結した。市道との一筆の土地となっていた用地について、分筆及び地目変更登記の手続きを行い、平成29年9月25日に所有権移転登記を完了した。

これまでの占有料及び使用料については、当該用地の売買金額と合わせて平成29年9月20日に支払いがあった。

措置期限内に措置を講じることができなかった理由として、それぞれの調整に不測の時間を要したため。